

「日本モノポリー協会ルール」に関するQ & A

2006年7月18日

	Question	Answer
1	「元ルール」と異なるルールを設けているのはなぜ？	補足ルールのほとんどは、知らない人同士がスムーズにプレーできるよう、いろんな解釈ができる部分について統一解釈を提供するものです。ただし、「所得税一律\$200」や「抵当入り権利書所有権移動時の10%利息不要」など、ルールそのものを変更している箇所もいくつかあります。これは、大会などにおいて、限られた時間のなかでより中身の濃いゲームを楽しめるよう時間の浪費を防ぐなどの理由で、ゲームの本質に大きく影響しないと判断したのについて採用しています。
2	日本モノポリー協会ルールは、モノポリーのルール解釈として、もっとも正しい？	ルールの解釈は、基本的にプレーする人の自由ですので、どれが正しいということはありません。さまざまな解釈があるなかで、協会主催の大会などでは「この解釈でやりましょう」という決め事、約束事と理解してください。ですから、仲間内でプレーしたり、協会と関係なく大会を開いたりする際に、このルールの適用を強制するものではありません。
3	サイコロをボードの上で振らなくてはいけないのはなぜ？	サイコロの目は、サイコロが静止した瞬間にプレーヤー全員が確実に確認できる必要があります。ボードから少しこぼれた程度なら確認することは可能ですが、その限度を規定することが困難なので、有効か無効かを容易に判定できるよう、「ボードの上」としています。
4	サイコロが止まる前に他のプレーヤーの手などに当たってしまった場合の扱いは？	サイコロの目が偶然に支配されている限りは有効です。ただし、「マナーとして」、他のプレーヤーが振ったサイコロの目が確定する前に触れてしまうようなことがないように注意しましょう。また、サイコロを振る人の精神集中を乱すような行為も慎みましょう。(精神集中がサイコロの目に本当に影響するかどうかは別として。)
5	異なるアクションが同時に発生した場合の優先順位を整理するとどうなる？	「抵当入れ・抵当戻し・家やホテルの売却>ホテルの建設>家の建設>交渉」となります。相互に影響しないものは同時並行でおこなってかまいませんが、影響がある場合は、優先順位の高いアクションを先におこないます。抵当入れ・抵当戻し・家やホテルの売却は、家やホテルの競売を進行しながらその途中で行うこともできます。
6	交渉をしようとしていた次の手番の人がサイコロを振るモーションに入った。あわてて制止しようとしたが間にあわず振ってしまった。このサイコロは有効？	基本は、振られたサイコロがボードの上で静止すれば有効です。ただし、故意にアクションを無視してサイコロを振ったり、重要な局面でアクションを起こす間もなくサイコロを振ってしまう(たとえば前の手番の人がレンタル料の処理をしている最中に振ってしまう)ようなことは「アンフェア」なプレーとして注意、警告、またはペナルティの対象となることがあります。なお、上記のようなケースでやむを得ない時にはサイコロが静止する前にサイコロを拾ったりボード外へはじき出してしまってもよいですが、意味もなく、あるいはアクションの意思表示をする十分な時間があつたにもかかわらずこれを行うなど、濫用すると著しくマナーに反することになります。この件は「ルール」というより「マナー」の要素が強い項目です。アクションを起こす場合は、速やかかつ明確に意思表示をしましょう。また、手番の人は誰もアクションをおこなないことを確認して(「振ります」と声をかけるなど)サイコロを振るようにしましょう。
7	競売で「同時に同額のコールがあった場合」の規定で、同時かどうかの判定がむずかしい場合はどうする？	「同時」ということを厳密に定義することは難しいですが、どちらかが\$10上げて再コールすれば解決するので、あまりルールの文言にこだわらずに鷹揚に構えてプレーしましょう。
8	刑務所から「出る」あるいは「出ない」の宣言をせずにサイコロを振った場合、どちらと見なす？	原則として「出ない」と見なされますが、出る意思があったことが明らかな場合でケアルミスで宣言せずに振ってしまったような場合は、同卓のプレーヤーの判断で「出る」の宣言をしたと見なすという運用をしても差し支えありません。いずれにしても、こういったことがないように、はっきりとどちらか宣言してからサイコロを振るよう心がけましょう。
9	負債を負った際などに、支払い終了後にお金が残ったとあって、一旦売却した家を売却価格で買い戻したり抵当に入れた権利書を利息を払わずに戻したりしていることがありますが、これは良い？	厳密には正しくないですが、必要現金を捻出するために最低限の家の売却や抵当入れをする、という際に、計算をわかりやすくし、スムーズな進行を助けるために、ひとつの処理過程のなかでこのような手順をとることを慣例として認めています。
10	「各プレーヤーに\$50支払う」(議長カード)で手元の現金で支払えない負債を負ったとき、支払い処理する順番は？	カードを引いた人が任意に決めることができます。たとえば現金を持っていないAさんがカードを引き、BさんCさんDさんの順で並んでいるとき、現金\$100を持っているDさんに抵当に入った権利書1枚を\$150で売却(差し引き\$100受け取り)して先にDさんへの\$50の支払いを完了し、その後BさんとCさんに\$50ずつ支払う、ということができ、この順番が変わっても同じです。
11	「各プレーヤーから\$50受け取る」(オペラカード)で手持ち現金で支払えない負債を負う人が発生したときの処理の順番は？	原則として、カードを引いた人が任意に決めることができます。たとえば、カードを引いたAさん(手持ち現金なし)は、先にDさんから\$50をもらい、次に現金を持っていないCさんから抵当に入ったLPの権利書1枚を\$100で購入(差し引き\$50支払い)し、最後にCさんから購入した裏のLP1枚+\$50とBさんが持っている抵当に入ったOの権利書1枚を交換(現金\$50は相殺)、というようなことができます。BさんCさんDさんの順番が入れ替わっても問題ありません。ただし、「複数の人が家等を売却し、かつ、ホテルを4軒以下の家にする際に家が不足することとなる場合」は、家やホテルの売却をカードを引いた人から右回りに近い順に行います。これは、ホテルを売却する際に銀行に残っている家の数を一義的に確定させるために規定しているものですので、銀行に家が豊富にあるときには気にする必要はありません。
12	負債交渉の規定で「家を売却したり権利書を抵当に入れる前に、“それを回避するための”交渉」という文言の意味は？	負債交渉は、権利書の抵当入れや家等の売却などの不可逆的行為(損失なしに元の状態に戻せない行為)を避けるために行うものです。ですから、手持ち現金で支払えない負債であっても、たとえば資産が1色のカラーグループとそこに建つ家等および現金のみの場合で、家等の売却により支払いできる範囲の負債であれば、交渉によって回避できる不可逆的行為がありません(交渉で権利書を売却する場合はどのみち家等を売却することになるので、負債交渉の対象となりません)。家等を売却しても現金が不足の場合であれば、さらに権利書を抵当に入れるという不可逆的行為の回避のために負債交渉が認められるわけですが、他に資産、たとえば裏の電力1枚あれば、これを売却して家等の売却を1件でも少なくできる可能性がありますので、負債交渉が認められます。負債交渉に入れば、交渉材料は「他の資産」ではなく家等の建っているカラーの権利書であっても構いません。
13	12番のケースというのは、具体的な例でいうと、「オレンジに5軒の家を建てていて、現金や他の資産はなし、というときに\$100の負債を負っても、オレンジの権利書を売却するための負債交渉はできない」ということ？	そのとおりです。このケースで言えば、負債が\$251以上の場合に負債交渉ができる、ということになります。
14	12番のケースで、他の資産が「釈放カード」であってもよい？	釈放カードの場合、\$50以上で売却することはできませんから、\$49以下で売却した際に家等の売却件数を削減できる場合に限り認められます。DB3軒+釈放カード+現金0で負債\$100の場合などは、DBの家1軒の売却が必須になりますので、「負債交渉」になりません。
15	ソロ目中の負債交渉で得た抵当入り権利書を直ちに抵当抜きすることはできる？	ソロ目中はできません。そのプレーヤーの手番が終了してから行ってください。

「日本モノポリー協会ルール」に関するQ & A

2006年7月18日

	Question	Answer
16	仮破産の際に債権者から救済提示をしてはいけない？	債権者は、相手が破産になれば本来全ての資産を手に入れることができるにもかかわらず、それより少ない資産で許容する、または他の資産を提供する、というのは、贈与と見なされ、認められません。ただし、他のプレーヤーから救済提示が出されることが明らかな場合(優良な資産を持っていて現金不足金額はわずかな場合など)は、ゲーム進行をスムーズにするために債権者から先に救済の条件提示をすることを禁止するものではありません。
17	仮破産者に対する最初の救済提示は「ゼロ救済」(資産が一切残らない形での救済)でなければならない？	救済される内容であれば提示する条件は自由です。対抗の救済提示がなければ、負債を負った人がいわゆる「ゼロ救済」を受け入れるしかない状況ですので、それより有利な条件を出すのは「贈与」にあたる、という解釈もありえますが、ゼロ救済提示 対抗救済提示待ち 本格的救済交渉、という手順をルール化することはゲームのテンポを阻害する要因にもなりますので、そういう解釈は採っていません。
18	仮破産時の分割救済の特例とは？	負債額が大きく、1人のプレーヤーからの条件提示では破産を免れることができない場合、複数の相手(債権者以外)と同時並行で資産の部分売却交渉ができる、という特例です。例えば、AさんはBさんの土地を踏んで\$800の負債を負い、捻出可能現金は\$300(\$500不足)だったとします。そこで、CさんとDさんは、現金はあまり持っていませんが、全資産がBさんに行ってしまうのを阻止するために、Cさんがダークパープルのセット、Dさんが鉄道1枚を買う方向になりました。このとき、それぞれいくらで買うか、というのを3者同時交渉(Aさんから見て2者との同時交渉)で調整することが認められています。調整の結果、たとえばBさんがDPを\$260、Dさんが鉄道を\$400で購入する条件提示となり救済が確定します。このあと他者から対抗条件を出す場合は、一般の負債交渉として1対1での交渉が原則となります。
19	過酷な条件の救済提示(「ゼロ救済」など)を拒否して自ら破産を選択できないのはなぜ？	その過酷な条件に対して債権者が対抗の条件提示をしないということは、債権者は現金による支払いを求めているということであり、債務者は可能な限りそれに応ずる(ゼロ救済であってもこれを受けて負債を完済する)義務があります。というより、理屈はともかく、どんな状況からでも生き残っていれば盛り返せる可能性はゼロではないので、最後まで前向きにプレーしましょう。